

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令等 の一部を改正する内閣府令等の概要

1. 趣旨

東日本大震災の被災地にある金融機関等が、

- ①中小企業金融円滑化法の開示・報告について、被災地域の実情に応じた形で行うことで、
 - ②同法に基づく貸付条件の変更等に、より積極的に取り組むことができるよう、
- 同法に基づく開示・報告義務の弾力化を行うもの。

2. 府令等改正の概要

- (1) 開示・報告の期限の猶予（「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（以下「中小企業金融円滑化内閣府令）」第 7 条第 3 項から第 5 項及び第 10 条第 3 項から第 5 項）

金融機関から、期限までに開示・報告を行うことができないとの申請があった場合、金融庁長官等の承認により、開示・報告書提出の時期を延期できることとする。

※現在、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する法律（以下「特措法）」によって、東日本大震災により所定の期限（45 日間以内）までに開示・報告を行うことができない場合、6 月末日までの猶予が認められているところ。

- (2) 一部被災地域の営業店分の開示・報告の緩和（中小企業金融円滑化内閣府令附則第 3 項）

東日本大震災により、中小企業金融円滑化法に基づく開示・報告を行うために必要な書類の滅失その他やむを得ない理由で開示・報告のための資料作成に支障が生じた営業店等がある場合は、その理由を注記の上、可能な範囲で開示・報告することができることとする。

- (3) 中小企業金融円滑化法に係る開示・報告における「みなし謝絶」ルールの緩和（中小企業金融円滑化内閣府令附則第 3 項）

借り手である中小企業者等から貸付条件の変更等の申込みを受け付けた後、東日本大震災により、債務者と連絡を取ることが困難である場合その他やむを得ない理由のため、審査に追加的な時間が必要となる場合には、当該借り手に係る債権の額及び件数を注記の上、「みなし謝絶」ルール（貸付条件の変更等の申込み後 3 ヶ月を経過しても審査中である債権は「謝絶」として取扱う）の適用除外とすることができることとする。

- (4) 開示・報告様式簡素化の早期適用（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令第 3 項）

東日本大震災により、中小企業金融円滑化法に基づく開示・報告に支障が生じた金融機関は、その理由を注記の上、本年 3 月 31 日の同法の期限延長に併せて簡素化した開示・報告様式（原則 6 月末時点の開示・報告から適用）を、3 月末時点の開示・報告から適用することができることとする。

- (5) 他命令について

上記（１）～（４）について、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」及び「労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」等においても同様の改正を行うこととする。

３．施行日等

公布の日（５月３１日）から施行することとする。

また、開示・報告については、現在、特措法によって、６月末日までの猶予が認められており、この規定との整合性をとる観点から、本府令等において、６月末日までのみなし承認規定を置くこととする。